

令和 2 年 7 月 14 日

国土交通省

河川法第 24 条に基づく土地の占用の許可及び第 9 1 条の使用許可等
に関する家賃支援給付金の審査実務における取扱いについて
(ガイドライン)

1. 国土交通省は、河川法第 24 条に基づく土地の占用の許可及び第 9 1 条の使用許可等を所管する行政機関である。

2. 河川法第 24 条に基づく土地の占用の許可について (ガイドライン)

(1) 河川法第 24 条に基づく土地の占用の許可は、以下の全ての要件を含むため、令和 2 年度補正予算に基づき措置された「家賃支援給付金」の給付審査において、給付対象となる土地・建物賃貸借契約に相当するものと考えられる。

- ① 河川管理者 (河川法に基づき河川の管理を行うこととされている国土交通大臣、都道府県知事及び市町村長等をいう。以下同じ。) が、申請者に対し、管轄する河川区域内の土地について、使用及び収益 (占有) する許可を与えていること。
- ② 申請者が、河川区域のうち、一定の区間の土地の全部又は一部を直接占有し、事業のために使用及び収益するものであること。
- ③ 申請者は、条例等に基づき、都道府県知事等に対し、土地の使用及び収益 (占有) の対価として、土地の占用料 (金銭) を支払う債務を負っていること。
- ④ 申請者による土地の使用等が継続的に行われるものであること (特定の日又は時間のみ使用及び収益するなどの一時的な土地の使用等でないこと)。
- ⑤ 申請者は、河川管理者に対し、占有許可の期間満了時に土地を返還する義務を負っていること。

(2) 上記 (1) の占有許可に基づいて支払われる金銭のうち、家賃支援給付金給付規程第 5 条の定める「賃料等」に相当する金額は、以下により算出された金額とする。

都道府県等の条例等で定められている河川法第 24 条に基づく土地の占用料の月額相当の額。ただし、条例等に基づき占用料が減免された場合は減免後の占用料の月額相当の額。

(3) 申請者は、以下の要件を満たす場合には、上記 (1) の占有許可であると判断し、上記 (2) の金額を給付申請の対象とすることができる。

- ① 申請書に次の事項が記載された書面が添付されていること
 - a. 上記 (1) の占有許可であることが分かる書面

例 当該河川区域内の土地を管轄する河川管理者の印（公印省略を含む。）が付されている「河川法第24条」に基づく「許可書」の写し 等

b. 上記（2）の金額の全部又は一部の支払いを証する書面

例 領収書（領収書等で異なる占用料等が合算されている場合は、その内訳が分かるもの）の写し 等

② 宣誓書（別紙1参照）が添付されていること

3. 河川法第24条に基づく河川敷地占用許可準則「第4章都市及び地域の再生等のために利用する施設に係る占用の特例」（河川敷地の占用の特例）に係る使用契約について（ガイドライン）

(1) 河川法第24条に基づく河川敷地占用許可準則「第4章都市及び地域の再生等のために利用する施設に係る占用の特例」（以下、「河川敷地の占用の特例」という。）に係る使用契約は、以下の全ての要件を含むため、令和2年度補正予算に基づき措置された「家賃支援給付金」の給付審査において、給付対象となる土地・建物賃貸借契約に相当するものと考えられる。

(※土地又は建物の全部を転貸している者は、給付の対象とならない。一方で、土地又は建物の一部を転貸し、その他を直接占有している者は、直接占有している部分について給付の対象となる。)

- ① 河川管理者（河川法に基づき河川の管理を行うこととされている国土交通大臣、都道府県知事及び市町村長等をいう。以下同じ。）が、市区町村や協議会等（以下、「占用主体」という。）に対し、管轄する河川区域内の土地又は建物について、使用及び収益（占用）する許可を与えていること。
- ② 申請者は、占用主体が占用許可を受けた土地又は建物の全部又は一部について、使用契約を締結して直接占有し、事業のために使用及び収益するものであること。
- ③ 申請者は、占用主体又は占用主体と使用契約を締結している事業者等に対し、土地又は建物の施設利用料等（金銭）を支払う債務を負っていること。
- ④ 申請者による土地又は建物の使用等が継続的に行われるものであること（特定の日又は時間のみ使用及び収益するなどの一時的な土地又は建物の使用等でないこと）。
- ⑤ 申請者は、占用主体又は占用主体と使用契約を締結している事業者等に対し、契約期間の満了時に土地又は建物を返還する義務を負っていること。

(2) 上記(1)の使用契約に基づいて支払われる金銭のうち、家賃支援給付金給付規程第5条の定める「賃料等」に相当する金額は、以下により算出された金額とする。

使用契約に基づき支払われる施設利用料等（直接占有に係る土地又は建物の使用等の対価に相当するもの）の月額相当の額

(3) 申請者は、以下の要件を満たす場合には、上記(1)の使用契約であると判断し、上記(2)金額を給付申請の対象とすることができる。

- ① 申請書に次の事項が記載された書面が添付されていること
 - a. 上記(1)の使用契約であることが分かる書面
例 河川敷地の占用の特例を活用した事業（別紙2事業一覧に記載されている区域名称、占用主体名等を参照）に係る使用契約書の写し 等
 - b. 上記(2)の金額の全部又は一部の支払いを証する書面

例 領収書（領収書等で異なる占用料等が合算されている場合は、その内訳が分かるもの）の写し 等

② 宣誓書（別紙3参照）が添付されていること

4. 河川法第91条第1項に基づき管理する廃川敷地等の使用の許可等について(ガイドライン)

(1) 河川法第91条第1項に基づき管理する廃川敷地等の使用の許可等は、以下の全ての要件を含むため、令和2年度補正予算に基づき措置された「家賃支援給付金」の給付審査において、給付対象となる土地・建物賃貸借契約に相当すると考えられる。

- ① 廃川敷地等を管理する者(従前河川を管理していた地方整備局長、北海道開発局長又は都道府県知事等をいう。以下同じ。)は、申請者に対し、廃川敷地等について、使用及び収益する許可等を与えていること。
- ② 申請者が、廃川敷地等のうち、全部又は一部を、事業のために使用及び収益するものであること。
- ③ 申請者は、廃川敷地等を管理する者に対し、廃川敷地等の使用及び収益の対価として、使用料等(金銭)を支払う債務を負っていること。
- ④ 申請者による廃川敷地等の使用及び収益が継続的に行われるものであること(特定の日又は時間のみ使用及び収益するなどの一時的な廃川敷地等の使用及び収益でないこと)。
- ⑤ 申請者は、廃川敷地等を管理する者に対して、使用許可等の期間満了時に廃川敷地等を返還する義務を負っていること。

(2) 上記(1)の使用の許可等に基づき支払われる金銭のうち、家賃支援給付金給付規程第5条の定める「賃料等」に相当する金額は、以下の金額とする。

廃川敷地等の使用の許可書等に記載された使用料等の月額相当分の額

(3) 申請者は、以下の要件を満たす場合には、上記(1)の廃川敷地等の使用の許可等であると判断し、上記(2)の金額を給付申請の対象とすることができる。

- ① 申請書に次の事項が記載された書面が添付されていること
 - a. 上記(1)の廃川敷地等の使用の許可等であることが分かる書面で、当該廃川敷地等を管理する部局長の印が付されているもの。

例 河川法第91条第1項の規定に基づく使用の許可書、国有財産の使用の契約書等(廃川敷地(等)、国有財産、普通財産、使用、貸付、貸借、一時使用、一時貸付、一時貸借、といった文面が記載された書面を含む。)
 - b. 上記(2)の使用料等の支払いを証する書面が添付されていること。

例 領収書、通帳の写し等。
- ② 宣誓書(別紙4参照)が添付されていること

以上

河川敷地占用許可準則「第4章 都市及び地域の再生等のために利用する施設に係る占用の特例」を活用した事業一覧（占用主体：公的占用主体）

区域名称	公的占用主体(準則第22第4項第1号)	所在地	主な利用形態	河川名(ふりがな)
平取地域イオル再生事業	平取町長	北海道平取町	水辺空間	沙流川(さるがわ)
十勝川温泉(アクアパーク)	音更町長	北海道音更町	広場、イベント施設	十勝川(とかがわ)
十勝川温泉(エコロジーパーク)	北海道知事、音更町長	北海道音更町	広場、イベント施設	十勝川(とかがわ)
十勝川河川敷多目的施設	帯広市長	北海道帯広市	広場、イベント施設	十勝川(とかがわ)
豊平川ウォーターガーデン	札幌市長	北海道札幌市	広場、イベント施設	豊平川(とよひらがわ)
長井ダム及びダム湖周辺地区(飲食店等)	長井市長	山形県長井市	長井ダム周辺河川敷広場及び河川敷と一体をなす船着き場等、飲食店、売店等	置賜野川(おきたまのがわ)
首都圏外郭放水路	首都圏外郭放水路利活用協議会	埼玉県春日部市	施設見学、広場	首都圏外郭放水路(しゅとけんがいかくほうすいろ)
道の駅「みなかみ水紀行館」周辺	みなかみ町長	群馬県みなかみ町	広場、イベント施設、オープンカフェ等	利根川(とねがわ)
ときがわ町「川の広場」	ときがわ町長	埼玉県ときがわ町	バーベキュー場	都幾川(とかがわ)
名栗弁天河原河川広場	飯能市長	埼玉県飯能市	バーベキュー場	入間川(いるまがわ)
大落古利根河川広場	大落古利根河川広場利用調整協議会	埼玉県春日部市	オープンカフェ、イベント利用	大落古利根川(おおおとしふるとねがわ)
かわせみ河原	寄居町長	埼玉県寄居町	バーベキュー場	荒川(あらかわ)
親鼻橋河原河川広場	皆野町長	埼玉県皆野町	バーベキュー場	荒川(あらかわ)
秩父瀬神流パークバーベキュー場	神川町長	埼玉県神川町	バーベキュー場	神流川(かんながわ)
道の駅あしがくぼバーベキュー場	横瀬町長	埼玉県横瀬町	バーベキュー場	横瀬川(よこぜがわ)
飯能河原及び周辺	飯能市長	埼玉県飯能市	キャンプ場、バーベキュー場	入間川(いるまがわ)
都幾川河川敷(ときがわ町グランピングプロジェクト)	ときがわ町長	埼玉県ときがわ町	キャンプ場、バーベキュー場	都幾川(とかがわ)
秩父ジオグラビティパーク	秩父市長	埼玉県秩父市	スカイウォーク、キャニオンスイング、ジップライン、バンジージャンプ施設	荒川(あらかわ)
入間川河川敷中央公園(仮称)	狭山市長	埼玉県狭山市	飲食店(オープンカフェ)	入間川(いるまがわ)
親水テラス等(新松戸地区)	松戸市長	千葉県松戸市	川床	新坂川(しんさかがわ)
渋谷リバー 스트リート	渋谷区長	東京都渋谷区	広場、水景施設	渋谷川(しぶやがわ)
渋谷リバー 스트リート	渋谷区長	東京都渋谷区	広場、広場に係るファニチャー、鉄道の遺構	渋谷川(しぶやがわ)
竹芝地区	都市再生推進法人 一般社団法人 竹芝エリアマネジメント	東京都港区	①船着場 ②河川教育・学習施設(干潟)	汐留川(しおどめがわ)
早川町オートキャンプ場	早川町長	山梨県早川町	キャンプ場	早川(はやかわ)
船舶係留施設、キャンプ場等	富士河口湖町長	山梨県富士河口湖町	船舶係留施設、キャンプ場	本栖湖(もとすこ)
船舶係留施設、イベント施設等	富士河口湖町長	山梨県富士河口湖町	船舶係留施設、イベント施設	精進湖(しょうじこ)
船舶係留施設、キャンプ場等	富士河口湖町長	山梨県富士河口湖町	船舶係留施設、キャンプ場等	西湖(さいこ)
信濃川やすらぎ堤	新潟市長	新潟県新潟市	広場、イベント施設	信濃川(しなのがわ)
三条防災ステーション周辺	三条市長	新潟県三条市	広場、イベント施設	信濃川(しなのがわ)
刈谷田川防災公園	新潟県見附市長	新潟県見附市	道の駅	刈谷田川(かりやたがわ)
かのがわ風のテラス	沼津上土町周辺狩野川河川空間利用調整協議会	静岡県沼津市	オープンカフェ、水辺のステージ	狩野川(かのがわ)
蓬莱橋周辺地区	島田市長	静岡県島田市	広場、イベント施設	大井川(おおいがわ)
伊豆ゲートウェイ函南	函南町長	静岡県函南町	川の駅	狩野川(かのがわ)、大場川(だいばがわ)
矢作川「白浜・千石公園地区(コアエリア)」	豊田市長	愛知県豊田市	広場、イベント施設	矢作川(やはぎがわ)
狩野川「伊豆の国市神島地区周辺」(仮)	伊豆の国市長	静岡県伊豆の国市	広場、自転車オフロードコース	狩野川(かのがわ)
ミズベリング in 神岡ひだ神岡夏まつり	飛騨市長	岐阜県飛騨市	イベント施設	高原川(たかはらがわ)
揖斐川町粕川オートキャンプ場、イベント施設	揖斐川町長	岐阜県揖斐川町	キャンプ場	粕川(かすがわ)
浜名湖舟運	湖西市	静岡県浜松市	遊覧船事業	都田川(みやこだがわ)
乙川リバーフロントQURUWA戦略地区	乙川リバーフロント地区かわまちづくり協議会	愛知県岡崎市	広場、オープンカフェ	乙川(おとがわ)
蟹江川須成地区	蟹江町長	愛知県蟹江町	遊歩道、船着場、船舶係留施設	蟹江川(かにえがわ)
納屋橋地区	(公益財団法人)なごや建設事業サービス財団	愛知県名古屋	オープンカフェ、イベント利用	堀川(ほりかわ)

河川敷地占用許可準則「第4章 都市及び地域の再生等のために利用する施設に係る占用の特例」を活用した事業一覧（占用主体：公的占用主体）

区域名称	公的占用主体(準則第22第4項第1号)	所在地	主な利用形態	河川名(ふりがな)
三滝川慈善橋市場	四日市市長	三重県四日市市	広場、売店	三滝川(みたきがわ)
中之島バンクス	(公益財団法人)大阪府都市整備推進センター	大阪府大阪市	船着場、水上食事施設	旧淀川(堂島川(どうじまがわ))
中之島東部	大阪市長	大阪府大阪市	中之島公園、レストラン	旧淀川(堂島川(どうじまがわ)・大川(おおかわ))、土佐堀川(とさぼりがわ)
箕面川床	箕面市観光協会	大阪府箕面市	イベント施設、川床	箕面川(みのおがわ)
尻無川河川広場	大阪市大正区長	大阪府大阪市	広場、イベント施設	尻無川(しりなしがわ)
安治川右岸(船津橋下流)	大阪市福島区長	大阪府大阪市	海の駅	旧淀川(安治川(あじがわ))
狭山池	大阪狭山市長	大阪府大阪狭山市	広場、イベント施設	西除川(にしよけがわ)
とんぼりリバーウォーク	南海電気鉄道(株)	大阪府大阪市	水辺遊歩道	道頓堀川(どうとんぼりがわ)
内川(堺駅南歩道橋から南蛮橋)右岸	堺市長	大阪府堺市	広場、イベント施設	内川(うちかわ)
姫路市夢前町山之内地区	姫路市長	兵庫県姫路市	広場	夢前川(ゆめさきがわ)
吉井川河川公園の休憩所	和気町長	岡山県和気町	広場、飲食店	吉井川(よしいがわ)
水辺のコンサート、水辺のオープンカフェ	水の都ひろしま推進協議会	広島県広島市	イベント施設、オープンカフェ	元安川(もとやすがわ)
太田川放水路泊地	広島市長	広島県広島市	カヌー体験教室、カヌー保管庫	太田川(おおたがわ)
水辺のオープンカフェ	水の都ひろしま推進協議会	広島県広島市	オープンカフェ	京橋川(きょうばしがわ)
イベント広場等	広島駅南口開発株式会社	広島県広島市	広場、イベント施設	猿猴川(えんこうがわ)
ひょうたん島遊覧船	徳島市長	徳島県徳島市	広場、イベント施設	新町川(しんまちがわ)
川辺川ダム水没予定地	五木村長	熊本県五木村	広場、バンジージャンプ施設、観光農園、キャンプ場	川辺川(かわべがわ)、五木小川(いつきおがわ)
大貫かわまち交流広場	延岡市長	宮崎県延岡市	広場、飲食店、売店、バーベキュー場	大瀬川(おおせがわ)
竹田公園沿い河川敷広場	日田市長	大分県日田市	広場、飲食店、鮎やな	筑後川(ちくごがわ)
オープンカフェ	福岡市長	福岡県福岡市	広場、オープンカフェ	那珂川(なかがわ)、薬院新川(やくいんしんかわ)